

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく 「菊川市特定事業主行動計画」令和7年度取組状況報告書

1 職員の勤務環境に関するもの

○ 妊娠中及び産休・育休復帰後の配慮

具体的 内 容	母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている制度を適切かつ有効に実施するため、制度の周知等に努めます。 ア 妊娠中及び産休・育休復帰後の制度周知 職員がより理解を深めることができるよう、母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度や出産費用の給付等の経済的支援措置について、早期に個別説明、両立支援ハンドブックの配布や庁内LAN等の活用により、さらなる情報提供の充実に努めます。 イ 時間外及び深夜における勤務の配慮 妊娠中及び産休・育休復帰後の職員から、時間外勤務及び深夜における勤務の制限について請求があったときは、所属長はその業務量に留意して勤務の配慮を行うとともに、時間外勤務を原則命じないこととします。
R 7 実績	ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度についてのファイル及び両立支援ハンドブックを庁内グループウェアに掲載し、周知し、制度が改正された際には、その都度、両立支援ハンドブックの改訂及び当該改正に関する周知を実施した。 また、出産を予定している職員に対して、出産や育児に係る各種制度を理解いただくための個別説明を実施しており、今後も継続実施していく。 イ 時間外勤務において、職員の健康や福祉を害しないように配慮することについては、「菊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」第9条（時間外勤務を命ずる際の考慮）の規定のとおりである。特に、妊娠中及び産休・育休復帰後の職員の時間外及び深夜勤務に際しては、所属管理職等に対し適切な業務管理を依頼した。

※1 【参考】菊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年規則第21号）

※2 【参考】菊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第26号）

○ 男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得促進

具体的
内 容

子の誕生という喜びを実感し、子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にするとともに、出産時の配偶者を支援するため妻の出産に係る休暇や男性職員の育児休業の取得について努めます。

ア 妻の出産に係る休暇の取得促進

出産時の配偶者を支援するため、「妻の出産に係る特別休暇」及び「育児参加のための特別休暇」を取得するよう庁内LAN等の活用により、さらなる周知徹底を図ります。

【目標】

「妻の出産に係る特別休暇」の取得率を100%

「妻の出産に係る特別休暇」及び「育児参加のための特別休暇」の平均取得日数を4日以上

イ 男性職員の育児休業の取得促進

男性職員の育児休業取得に対しては、過去の慣習や職場の理解が得られにくい等の印象が強いためか、現状では積極的に取得しようとする雰囲気があるとはいえません。育児休業制度及び、給付金等の周知を行い、このような認識を少しずつでも改めながら、男女を問わず、直接子育てを担う期間を持つことへの価値観や職場の雰囲気を醸成するため、男性職員の育児休業の取得を促進します。

【目標】

育児休業の取得率を女性100%、男性85%

R 7 実績

ア 令和7年度の対象者は26人で、その内特別休暇を取得したのは16人。取得しなかった者は、年次有給休暇の取得又は週休日であったという事情により、特別休暇を取得していない。出産に係る特別休暇は、出産日だけでなく、出産に伴う入院の付添いの際等でも取得できるため、制度の周知をさらに図っていく。取得日数についても、1人1人の取得日数を増やすよう周知していく。

イ 令和7年度において、女性職員の取得率は100%であり、男性職員では育児休業を11人取得し、取得率は42.3%であり、目標を達成することができなかった。毎年増加傾向であるため、特別休暇と併せた取得を周知していく。

	目標値	対象者	取得者又は取得時間	割合又は取得日数
ア 妻の出産に係る特別休暇を取得した職員	100%	26人	16人	61.5%
ア 妻の出産に係る特別休暇及び育児参加のための特別休暇の平均取得日数	4日以上		63.1日	2.4日
イ 育児休業を取得した職員	男性 85%	26人	11人	42.3%
	女性 100%	7人	7人	100%

○ 育児休業等を取得しやすい環境の整備

具体的 内 容	育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業の取得を希望する職員について、その円滑な取得の促進等を図るため、次に掲げる措置を実施する。 ア 出産休暇を願い出た職員等への個別説明 出産休暇を願い出た職員又は育児休業を請求した職員に対し、出産後の各種手続き、育児休業制度、育児休業中の手続き等について個別説明を行います。 イ 出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供等 出産休暇中及び育児休業中の職員の円滑な職場復帰を支援するため、当該職員に対し、人事担当課は、人事管理・福利厚生等に係る各種情報を、必要に応じて提供します。 ウ 円滑な職場復帰に向けて 出産休暇中及び育児休業中の職員の職場復帰への不安を軽減するため、休業期間中でも気軽に職場を訪問できる雰囲気醸成に努めます。また、育児休業中の職員自身も、子育ての合間の時間を利用して、広報誌や市ホームページの閲覧、職員と連絡をとるなど、円滑な職場復帰ができるよう努めます。 エ 育児休業に伴う人員の確保 職員から育児休業の請求があった場合に、所属所内の人員配置や業務分担の見直し等により当該職員の業務を処理することが難しいと判断した場合には、会計年度任用職員等による人員の確保を行います。 オ テレワーク等の多様な働き方の推進 休暇や休業の取得を推進するためには、多様な働き方の容認、またその機会の提供が必要です。テレワークは職住近接の実現による通勤負担を軽減するなど仕事と子育ての両立のしやすい働き方であり、その導入については検討・推進をしていきます。
R 7 実績	ア 対象となる職員に対し、総務課職員が個別説明を実施した。なお、説明の時期は産前休暇に入る半月～1か月程度前としており、各種申請書類の提出時期が分かりやすいよう、時期（休暇取得前、出産後、育休中）に応じた説明書きを手渡している。説明書きの内容についても、分かりやすくするために総務課内で検討を重ねて精査している。 イ 休暇中の職員に対し、給与支給明細書や各種文書（福利厚生に係るものを含む）を送付した。その他の必要な情報及び通知等についても、適宜伝達・送付を行った。また、休暇中の職員が担当していた業務において、休暇前の所属所が情報提供の必要があると判断した場合には、適宜伝達を行った。 ウ 令和7年度も前年度に引き続き、復帰支援の取り組みとして、更新されたグループウェアや自治体向けビジネスチャット「LoGoチャット」等の使い方を再度学び直すため、新規採用職員を対象とした研修の聴講を案内するなど、職場復帰への意欲向上に努めた。

R 7 実績	エ 育児休業の時期、期間及び所属所の状況等を総合的に判断し、代替職員を配置することが適切であると判断した場合には、会計年度任用職員等の配置による対応を行った。 オ テレワークの活用により職住近接の実現による通勤負担を軽減するほか、小学校就学前の子の養育又は特別支援学校の小学部若しくは放課後児童クラブ等に通うこどもの送迎を理由にした時差出勤制度を導入し、仕事と子育ての両立のしやすい働き方の推進を図った。
--------	--

○ 子育てを行う女性職員の活躍推進

具体的 内 容	子育てを行う女性職員の活躍推進に向けて、次のような取組を検討していきます。 ア 女性職員を対象とした取組 ① 育児休業を取得する女性職員等に対する適切なキャリアパスの提示及びキャリア形成支援 ② 女性職員の相談に乗り助言するメンター制度の導入の推進 ③ 育児休業中の職員に対する情報提供・能力開発などの円滑な職場復帰の支援等による両立支援制度を利用しやすい環境の整備 ④ 管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修等を行うことによる女性職員のキャリア形成の支援 イ 管理職等を対象とした取組 ① 機関の長等による女性職員の活躍推進や仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発等の取組 ② 職域拡大等による女性職員への多様な職務機会の付与 ③ 育児などの女性職員の状況に配慮した人事運用 ④ 女性職員の活躍推進や仕事と生活の調和の推進に関する管理職研修等の取組
R 7 実績	ア 休暇中の職員への必要な情報及び通知等の伝達・送付を行ったほか、新規採用職員を対象とした研修の聴講の案内、通信教育の助成の広報などスムーズな職場復帰への環境整備にも努めた。 イ 管理職・監督職として女性が活躍するために必要なことについて、係長級及び主任主査級を対象に学ぶ機会を作っていく。

R 7 実績	イ 女性活躍推進法が平成27年度に制定されたことに伴い、市では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく菊川市特定事業主行動計画」を定め、女性職員が活躍できる職場環境の整備を推進している。管理職等にはワークライフバランス確立のためのセミナーに参加するよう呼びかけており、女性職員自身の意識啓発だけでなく、職場全体での理解の向上にも努めた。 また、女性職員の活躍推進においては、従来、主幹へ昇格するには昇格試験に合格する必要があったが、それを撤廃し、人事評価制度の結果を踏まえることで、試験の受験に拘らず能力のある職員が、男女問わず昇任・昇格できる環境を整備し、管理職等の女性職員の割合増加に努めている。
--------	---

○ 時間外勤務の縮減

具体的 内 容	職員一人ひとりが、時間外勤務は本来公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、安易に時間外勤務が行われることのないよう、次の取り組み等により、職場全体で時間外勤務の縮減に努めます。 ア 子育て中の職員の深夜における勤務等への配慮 小学校就学始期に達するまでの子どもを育てる職員から、深夜における勤務等の制限について請求があったときは、所属長はその業務量に留意して勤務の配慮を行うとともに、深夜における勤務等を原則命じないこととします。 イ 定時退庁日（ノー残業デーや節電啓発月間）の徹底 定時退庁日や勤務を要しない日等においては、原則、時間外勤務を行わないようにします。 ウ 計画的な業務遂行、事務改善 勤務時間内に仕事を完結するため、計画的な業務遂行に努めるとともに、事務の簡素・効率化による勤務時間内の事務効率の向上を図り、不要不急な時間外勤務の抑制に努めることとします。 エ 時間外勤務縮減のための意識啓発 職員一人ひとりが目的意識を持って時間外勤務の適正な管理に取り組まれるよう、所属長は所属職員への意識啓発を図ります。 オ 勤務時間管理の徹底 人事担当課は、時間外勤務の多い部署や職員の状況を把握し、その結果に基づき、所属長への聞き取りや指導等の取り組みを行います。 【目標】 各職員の時間外勤務時間数が月45時間、年間360時間を超えないように努めます。 ※人事院規則にて定める上限時間は月45時間、年360時間とされております。
------------	---

ア 所属長は、「菊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第9条（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）の規定を順守し、子育て中の職員の時間外及び深夜勤務への配慮を行う必要があり、総務課では、時間外勤務の適正な管理に関する管理職宛の通知において、職員の健康と福祉への配慮等について喚起し、子育て中の者に限らず、職員全体を対象としたルールの明確化を行った。

イ 不必要な時間外勤務を減らすための啓発の一環として、ノー残業デーである木曜日の終業時間前に、庁内ネットワーク内のパソコンにてデスクトップメッセージを利用し、早期退庁を促す呼びかけを行った。

R 7 実績

ウ、エ、オ

各種研修にて、タイムマネジメントなどの計画的かつ効率的な業務遂行に関係する能力の向上を行っているほか、庶務管理システムにおいて、個々の時間外勤務の状況を把握し、その内容等を勘案の上、必要に応じて所属長等へ聞き取り・指導等を行った。

	目標値	令和7年度
時間外勤務時間数(1か月)が45時間を超えた職員の割合	0%	13.2%
時間外勤務時間数(年間)が360時間を超えた職員の割合	0%	6.5%

○ 休暇取得の促進

具体的 内 容	子育て中の職員を始め、すべての職員が休暇取得に抵抗を感じることがない職場の雰囲気醸成するため、年次有給休暇の取得促進を図ります。次の取り組み等により、職場全体で休暇取得を推奨及び取得に努めます。 ア 年次休暇の取得の促進 計画的な年次休暇の取得促進を図るため、管理職への積極的な協力依頼及び職場の業務予定の職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行います。また、各課ごとの取得率を年1度公表します。 イ 連続休暇等の取得の促進 ゴールデンウィーク期間や夏季休暇等における連続する休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族との触れ合いのための年次休暇等の取得の促進を図ります。 ウ 子どもの看護のための特別休暇 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員が円滑に取得できる環境を整備します。
------------	---

	エ 休暇取得管理の徹底 人事担当課は、職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、その結果に基づき、所属長への聞き取りや指導等の取り組みを行います。 【目標】 職員1人当たりの年次有給取得日数が年12.0日以上となるよう努めます。							
R 7 実績	令和7年の年次有給休暇の平均取得日数は「11日1時間24分」と、前年度と比較すると「41分」短くなった。また、目標取得日数である「12日」まで、あと「6時間21分」不足する結果となった。 特に、取得日数が少ない職員の休暇取得を促すため、上記ア～ウの内容を含めた年次有給休暇の取得促進について、課長会議において呼びかけを行った。 ※平均取得日数にはリフレッシュ休暇及び特別休暇は含まない。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>目標値</th><th>令和7年</th></tr> <tr> <td>年次有給休暇の平均取得日数(職員全体)</td><td>12日以上</td><td>11日1時間24分</td></tr> </table>			目標値	令和7年	年次有給休暇の平均取得日数(職員全体)	12日以上	11日1時間24分
	目標値	令和7年						
年次有給休暇の平均取得日数(職員全体)	12日以上	11日1時間24分						

※ 1

【参考】菊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年規則第21号）抜粋

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第9条 任命権者は、条例第8条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

※ 2

【参考】菊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第26号）抜粋

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）

第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。